

令和5年3月27日

最低制限価格制度を改正しました

改正の概要

本市建設工事係る最低制限価格設定基準を次のとおり改正しました。

《設定基準》

建設工事：対象工事の予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とします。ただし、当該合計額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とします。特に必要があると認めるときは、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で定めることができるものとします。

改正前	改正後
直接工事費に0.97	直接工事費に0.97
共通仮設費に0.9	共通仮設費に0.9
現場管理費に0.9	現場管理費に0.9
一般管理費等に0.55	一般管理費等に <u>0.68</u>

適用日

令和5年4月1日以降に入札公告する建設工事の入札から改正後の基準を適用します。

したがって、入札執行日が4月1日以降であっても、公告が3月31日までに
行われたものについては、改正前の基準が適用されますので注意してください。